

1. 事業の内容

（1）対象児童

市内に居住する、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童（3歳の誕生日の前々日まで利用可能）

（2）実施形態

定期利用のうち、余裕活用型または一般型

※定期利用：利用する施設、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法

※余裕活用型：保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において利用児童が定員に達しない場合に、定員の範囲内で受け入れる方法

（その他の事業者については一般型のみ実施可能です。）

※一般型：専用スペースを設ける等で保育所等の定員とかかわりなく受け入れる方法

（3）定員

①余裕活用型の場合

令和7年4月1日時点の利用定員から入所人数を除いた数を上限に設定する。

②一般型の場合

人員配置および面積基準によって算出される受け入れ可能人数を上限に設定する。

※事業開始時に提案どおりの受け入れ可能枠が確保されていることを担保する観点から、事業開始までは、提案された定員に他の児童を入所・入園させることはできない。

※本事業の定員に利用の申請がなかったとしても、実施期間終了までは、最低1枠は確保しておくこと。（令和8年度以降はこの制限については設けない予定。）

（4）制度の意義

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、乳児等通園支援事業は、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的である。

（例）・家庭以外の環境で、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会を得たい。

- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、家庭だけでは得られない様々な経験をさせたい。
- ・同じ年頃のこどもたちと触れ合い、こどもの成長発達に資する豊かな経験をさせたい。
- ・保護者としても、定期的に保育士等の大人と関わり孤立感や不安感を和らげたい。こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉え、新たな気づきを得たい。

(5) 預かり可能時間

児童1人あたり月10時間上限

※月10時間の利用可能枠の中で、時間単位で利用可能。

※1日の利用時間については、定期的に利用するという制度の趣旨に鑑み、申込の際に利用児童保護者と相談のうえ決定すること。

※複数施設の同時利用は不可。引越し等やむを得ない事情により年度途中に利用施設を変更することは可能。

※本事業として月10時間までの預かりが可能であるが、保護者より月10時間を超えて預かりの希望がある場合は、別途一時預かり事業として利用申請を受けたうえで預かることが可能。そのため、本事業の利用申請時に月10時間を超える利用希望が確認できた場合は、一時預かり事業利用申請書を別途提出させること。ただし、1日の利用時間において、本事業と一時預かり事業を同時に利用することはできない。なお、一時預かり事業未実施施設においては、近隣の一時預かり事業実施施設を案内する等で対応すること。

※給食等の提供については、実施施設の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。なお、衛生面等を考慮し、保護者による飲食物の持ち込みは原則認めない。

(6) 預かり時間帯

月曜日～土曜日の概ね9:00～17:00

※預かり可能時間及び土曜日または日曜祝日の実施の有無については、事業者において定める。

(7) 利用料

児童1人1時間あたり300円を標準とし、事業者において定める。

※生活保護世帯および市町村民税非課税世帯は減免制度の対象となる。

※給食費、おやつ代その他保育教材費等の実費徴収に係る費用については、保護者の同意を得たうえで、必要に応じて事業者が定めた金額を徴収する。なお、金額設定にあたっては、保育施設で実施する一時預かり事業（給食費日額300円）を参考とするほか、真に必要な妥当性のある金額とする。

※キャンセル料は徴収しない。ただし、当日のキャンセルについては補助金の支払い対象となるため、予定していた利用者の利用可能時間について利用していたものとみなし、下記6に記載のとおり利用の処理を行うこと。

2. 利用児童と保護者に対する支援

- ・利用児童について、集団におけるこどもの育ちに関する長期的見通しをもった全体的な計画及び一人ひとりのこどもの実態に応じた個別計画を作成し、日々の保育の状況を記録する。
- ・保護者に対しては、必要に応じて面談や子育てのアドバイス等を行う。

3. 要支援家庭に係る情報提供

預かりを行うなかで、要支援児童（※）等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、当該児童の居住する区の家庭健康課・支所保健福祉課に情報提供を行う。また、単なる情報提供を行うにとどまらず、当該児童の保育および保護者との面接対応に際して、各区家庭健康課・支所保健福祉課に必要な対応について相談を行うなど、関係機関との連携に努める。

※要支援児童…保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって、要保護児童に当たらない児童のことをいう。具体的には、育児不安を有する親の下で監護されている子どもや養育に関する知識が不十分なため不適切な養育環境に置かれている子どもなどをいう。

4. 人員配置・設備基準

「仙台市放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年10月8日仙台市条例第44号）、「仙台市乳児等通園支援事業認可要綱」及び「仙台市乳児等通園支援事業実施要綱」に定める基準を遵守すること。なお、面積・人員基準については下表のとおり。

実施方法	面積	職員資格	職員配置
一般型（保育所・認定こども園）	施設類型ごとに定める本市の認可基準に同じ	保育士	0歳児 おおむね3人につき 1人 ※ 1・2歳児 おおむね6人につき 1人 ※
一般型（小規模保育事業A型、事業所内保育事業保育所型）			専ら本事業に従事する保育従事者の数は2名を下回ることとはできないこと。ただし、保育所等と一体的に本事業を実施し、当該保育所等の保育従事者による支援を受けられる場合には、保育従事者を保育士1名とすることができること。
一般型（小規模保育事業B型）		保育士または子育て支援員 (2/3以上保育士)	
一般型（事業所内保育事業小規模型）		保育士または子育て支援員 (1/2以上保育士)	
一般型（家庭的保育事業、小規模保育事業C型）			
一般型（上記以外）	乳児室 1.65㎡以上 ほふく室 3.3㎡以上 保育室または遊戯室 1.98㎡以上		
余裕活用型	施設類型ごとに定める本市の認可基準に同じ	施設類型ごとに定める本市の認可基準に同じ	施設類型ごとに定める本市の認可基準上の配置基準により、在園する児童と本事業を利用する児童を合わせた人数に応じ算出した職員数

※職員配置について、通常保育や一時預かりと兼任する場合、対象経費を適切に区分し管理をしてください。

5. 利用者募集・決定

(1) 利用者募集

- ・利用者募集は本市ホームページ等で行うほか、必要に応じて事業者においても周知を行う。
- ・利用希望者は事前に、本市への認定申請（電子申請）を行い、本市から認定通知を受けた利用希望者が実施施設に直接利用申請を行うものとする。
- ・利用保護者が初めて利用する事業所においては、利用開始前までに事前面談を行うこととし、こどもの状況を把握し安全に預かるために必要な情報を取得する。
- ・また、事前面談においては、制度の意義や目的を丁寧に説明し制度理解を図り、実施施設における保育のあり方や利用停止に関わることについて、十分に伝達を行うこと。
- ・実施施設の判断により、預かりの初回に親子通園を取り入れることも可能とする。その場合は、親子通園が長期間続く状態にならないようにすることや、利用の条件とならないよう留意すること。

(2) 利用者調整の手法

①初回調整

- ・6月上旬を目途に利用認定に関して市より公表する。
- ・6月中旬以降、認定通知を行う予定であり、その後利用希望者から施設へ申し込みが行われる。
- ・7月上旬までを募集期間としたうえで、7月中旬までの間で施設において利用者選定（抽選）を実施する。（予定）
- ・なお、抽選に際しては、実施施設において配慮が必要と判断される場合（ひとり親家庭、障害児、要支援家庭等）は積極的に受け入れをするよう努めること。また、利用可能枠が残る場合には、その他の利用希望者を対象に随時抽選を行う。
- ・また、実施施設においては、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、事前面談の段階で受け入れを拒むことはできない。ただし、職員配置及び施設の機能等の正当な理由により受け入れが困難である場合には、その具体的な理由について保護者に説明し、市に報告すること。
- ・上記の手法により対象者を決定したのちは、実施施設において保護者あて通知し、利用開始までの間に事前面談を行ったうえで利用予約の受付を行い、8月1日より預かり開始とすること。

・利用者調整のイメージ【1日の利用可能枠が1名の場合】

① Aさんの利用希望 月曜 10時～12時、月4回 計8時間

→希望どおりに枠を割り当て

② Bさんの利用希望 火曜 9時～11時・木曜 15時～17時、月8回 計16時間

→計10時間分まで希望どおりに枠を割り当て

※10時間を超えた分は、一時預かり事業として預かり可能（一時預かり事業の利用として別途申請受付、承認及び実績報告を行う）

③ Cさんの利用希望 月曜 15時～17時、月4回 計8時間

→重複していないため、希望どおりに枠を割り当て

○月1週目	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
9:00		Bさん①				
10:00	Aさん①	Bさん②				
11:00	Aさん②					
12:00						
13:00						
14:00						
15:00	Cさん①			Bさん③		
16:00	Cさん②			Bさん④		



○月3週目	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
9:00		Bさん⑨				
10:00	Aさん⑤	Bさん⑩				
11:00	Aさん⑥					
12:00						
13:00						
14:00						
15:00	Cさん⑤			※Bさん		
16:00	Cさん⑥			※Bさん		

補助金の支払い対象が1人あたり月10時間までのため、Bさんの本事業としての利用はここで終了となります。

10時間を超えて預かりの希望がある場合は、一時預かり事業として預かることにより一時預かり事業費補助金の対象となります（認可施設の場合）。ただし、保護者は別途一時預かり事業の利用申請が必要であること、実績報告は一時預かり事業として行っていただく必要があるため、管理にはご注意ください。

上記のような調整を順次行っていく、すべての枠が埋まる又は利用希望者がいなくなるかのどちらかとなり次第調整終了とする。

○初回調整以降の調整

①初回調整後も利用可能枠が残っている、②利用者が利用中断の意向を示し枠が空いた、③連絡なく利用が中断し、その状態が最終利用日から起算して1か月続いた場合は新たな利用者調整を行う。申込期間や利用日調整、利用者決定の時期について、特定の期間は定めないものとする。

(例)

- ・②の場合は最終利用日、③の場合は最終利用日から起算して1か月が経過した日（以下、再調整起算日）がN月月初～N月15日の場合は、N月月末までに利用申請があったもの（初回調整で利用に至らなかった者も含む）を対象に再度抽選および利用日調整を行い、新たな利用者を決定する。
- ・再調整起算日がN月15日からN月末までのものについては、N+1月の15日までに利用申請があったもの（初回調整で利用に至らなかった者も含む）を対象に再度抽選および利用日調整を行い、新たな利用者を決定する。
- ・①の場合は、空き枠に新たな利用申請があれば随時受け入れとする、又は②及び③の場合に合わせ、月2回の抽選とする。

・なお、この場合の利用開始日は、利用内定者と実施施設との間で協議するものとし、特定の利用開始日は定めないものとするが、開始月の利用可能時間に留意すること（月ごとに10時間利用可能。時間数は当月のみ有効。前月及び翌月分の使用はできない）。

※利用希望者向けには、他の利用者の利用が中断した場合、最終利用日に応じて随時新たな利用者の調整を行うため、利用の希望がある方は本市への認定申請及び利用希望施設への事前面談申込をしておいていただくよう周知する。

・なおこれらの手続きについては国が導入を進めている総合支援システムにより実施する予定であり、詳細は別途通知する。

6. 利用時間の管理

- ・本事業においては、一人あたり「月10時間」を上限とするとともに、月10時間を超える利用希望は一時預かり事業を案内することとなる。
- ・月ごとに利用時間管理を行う。なお、当該時間数は当月のみ有効であり、前月及び翌月分の使用はできないこととする。
- ・なおこれらの手続きについては国が導入を進めている総合支援システムにより実施する予定であり、詳細は別途通知する。

7. 補助金

下記の基準額に基づき毎月の延べ利用時間に応じて算出される金額について、本市あて翌月に請求する。

(基準額)

- ・基本分：児童1人1時間あたり、年度当初の年齢に応じた以下単価
0歳児…1,300円、1歳児…1,100円、2歳児…900円
- ・加算分：児童1人1時間あたり、以下単価（複数該当の場合いずれかひとつのみ）
障害児…400円
要支援家庭の児童…400円
医療的ケア児…2,400円
- ・減免分：生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の場合、
児童1人1時間あたり300円

8. 実績報告等

- ・事業実施施設は、毎月の事業の利用状況について本市に報告すること。
- ・なお上記手続きについては国が導入を進めている総合支援システムにより実施する予定であり、詳細は別途通知する。
- ・また、本市より定期的に事業の利用状況、効果や課題、利用者や保育者の声などについての調査やヒアリングを予定している。

9. その他

- ・上記概要については、国の通知等により今後変更となる可能性がある。